

事例報告

無罪事例報告

刑事弁護委員会委員 徳永 裕文 (67期)

平成28年11月10日、東京地方裁判所で無罪判決を獲得しましたので、その概要をご報告します。

1 事案の概要

本件の罪名は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（以下、「医薬品医療機器等法」とします）、関税法違反です。

事件の内容としては、依頼者であるAさんが、海外のインターネットサイトを通じて医薬品医療機器等法で指定された薬物を注文し日本に輸入した、という疑いがあるというものでした。その指定薬物が日本に到着した後、税関が発見したことで事件が発覚しました。

Aさんは本件の容疑で逮捕され、当会元会員（現在静岡県弁護士会所属）の寺岡俊弁護士と共に、被疑者段階から私が弁護人として選任されました。

2 捜査段階における活動

Aさんは、初回接見の段階から私達に対して、「違法な薬物であるとは知らなかった」と述べていました。そのため、公判では主として故意（違法薬物の認識）が争点になることが予想されました。

そこで、取調対応としては黙秘させることを選択しました。寺岡弁護士と交代でできる限り連日での接見を実施し、黙秘させ続けることに集中しました。

3 身体拘束からの解放活動

Aさんは、仕事柄、特に身体拘束からの早期解放が必要な方でした。そのため、ご家族との連絡や、仕事に関する資料収集、資産に関する資料収集を行い、当初から様々な身体拘束からの解放手段を講じました。しかし、いずれも奏功しませんでした。

起訴直後に保釈請求をしましたが、これも却下されました。

ただ、直ちに保釈却下決定に対する準抗告を申し立てたところ、認容され、保釈されました。

決定書を読むと、法89条4号には該当するが、本件の証拠構造等に照らすと、罪証隠滅の蓋然性及び実効性はそれほど高くない、とありました。これに加えて、Aさんの妻や父から身元引受書を得たり、仕事における早期解放の必要性を添付資料と共に説いたりしたことが功を奏したと考えられます。

4 公判での活動

起訴後は、故意が争点となり、第一回公判後、数回にわたり打合せ期日が行われ、公判前整理手続に近い形で争点と証拠の整理が行われました。

直接証拠がないため、検察官は、間接事実を積み上げることにより故意を立証するという方針でした。

検察官が主張立証する間接事実は多岐にわたっていますが、そのうち特に重要なものを挙げると次の3点になります。①Aさんは本件の注文以前に2回、本件と同じ指定薬物を同じ業者から輸入し、これを使用

しており、その薬理効果を実感していること。②販売サイトには日本語訳をすると「中身がわからないようにお届け」と記載され、過去2回の輸入のインボイスにも品名が「カークリーナー」などと虚偽の記載がなされていること。③わざわざ海外で購入していること。

弁護側の方針としては、上記の間接事実を立証するための証拠は客観証拠ばかりで、これらの事実の存在自体を争うことは難しいものと考えました。したがって、それらの間接事実群の推認力を弾劾することがメインの主張になりました。

また、客観的証拠であっても、紙の報告書として出てくるよりはましになるだろうという考えで、客観的証拠であっても不同意意見を述べました。その結果、報告書を作った捜査官や国際宅配便の業者などの尋問が実施されました。信用性を争う（いわゆる「殺す」）尋問ではありませんでしたが、こちら側に有利な事実を明確に引き出した部分もあり、やはり客観的証拠であっても不同意にした価値はあったものと考えています。

また、③に関しては、Aさんは本件の指定薬物に限らず、海外サイトから頻繁に日用品などを購入していたので、その事実を立証するための証拠を弁護側からも提出しました。

5 判決

判決主文は、被告人は無罪というものでした。

理由は、検察官が主張立証する間接事実はいずれも推認力が強くなく、これらを束ねても被告人に故意があったと認めるには合理的な疑いが残るというものでした。

判決は、検察官の主張する間接事実を1つ1つ検討していましたが、本稿では、上記①ないし③に対して判決がどのような評価を加えたのかをご紹介します。

まず、①に対しては、「被告人の故意を推認させる

方向に働く間接事実」としつつも、薬理効果の感じ方は人によって様々であること、Aさんには薬物前科前歴も問題行動歴も無くその経験上比較対照するものがなかったこと、過去2回の輸入及び使用で問題行動を起こしたという形跡もないことから、Aさんが具体的にどのような薬理効果を感じたのか判然とせず、推認力がそれほど強いとはいえない、と評価しました。

②に対しては、サイトにそのような記載があるといっても、他の言葉とともに英語で小さく記載されていることなどから、Aさんがこの記載を見たとはいえない（なお、Aさん自身も見っていないと供述）こと、インボイスについても、インボイスを書いたのはあくまで販売業者でありAさんではないこと、経験則上注文者がインボイスを精査するとも限らない（なお、Aさん自身も見っていないと供述）ことから、そもそもこれらの記載をAさんが見たとは認められず、これらの事実が故意を推認させるとは言いがたい、と評価しました。

③に対しては、①と同様、「被告人の故意を推認させる方向に働く間接事実」としつつも、Aさんが海外サイトからそれなりの頻度で商品を購入していることや、送料込みの購入代金がそれほど高くないことなどからすると、推認力がそれほど強いとはいえない、と評価しました。

なお、検察官の控訴はなく、確定しています。

6 感想

判決の内容は、間接事実型の実事認定における弁護活動において、非常に示唆に富んだものでした。

とりわけ判決の間接事実の分析はかなり丁寧であったため「その証拠から直接認められる事実」は何かを、丁寧に検討する必要があることを実感しました。

また、捜査段階で黙秘をアドバイスし、Aさんにも頑張ってもらったことで、余計な供述を残さなかったことも今回の良い結果に結びついたと考えています。